

法務省民二第 1 1 5 6 号  
令和 7 年 1 1 月 1 0 日

法務局民事行政部長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
法 務 省 民 事 局 商 事 課 長  
( 公 印 省 略 )

システム障害時における受付事務の取扱いに関する対応方針の運用上の留意事項について（依命通知）

標記の対応方針（以下単に「対応方針」という。）については、本日付け法務省民二第 1 1 5 5 号法務省民事局長通達「登記情報システム等に障害が発生した場合における不動産登記及び商業・法人登記の受付事務の取扱いについて」（以下「本通達」という。）により定められたところですが、下記のとおり、対応方針の運用上の留意事項を定めましたので、貴管下職員に周知方お取り計らい願います。

#### 記

#### 第 1 対応方針が定められた背景等（対応方針第 1 関係）

不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 号及び商業登記規則（昭和 3 9 年法務省令第 2 3 号）第 1 0 1 条第 1 項第 1 号に規定する電子情報処理組織を使用する方法によりされた登記の申請（以下「オンライン申請」という。）は、不動産登記及び商業・法人登記の申請方法として定着しており、申請人の利便性の向上を図るとともに、法務局の業務の効率化を更に推進するために不可欠なものとなっている。

そのため、登記情報システム及び登記・供託オンライン申請システム（以下「登記情報システム等」という。）の安定稼働の確保が極めて重要であるが、令和 6 年 3 月 2 9 日に、登記・供託オンライン申請システムにおいて、



全国規模で登記申請や登記事項証明書等の交付請求の受付の処理ができない障害（以下「令和6年システム障害」という。）が発生し、その障害が業務終了時間までに解消されず、書面申請受付時間及びオンライン申請の受付時間の延長を余儀なくされるなど、登記情報システム等の障害発生時における課題が顕在化した。

自然災害発生等の非常事態発生時における登記業務については、これまで、東日本大震災を始めとした特定の地域での自然災害発生時における業務継続を主眼として必要な措置が講じられてきたが、令和6年システム障害は、これまでに例のない全国規模で発生した事象であり、その対応に当たっては、個別の事象に応じて慎重な検討を行い、所要の措置を講じたところである。

今後のシステムの障害の発生に備えて対応方針をあらかじめ定めておくことは、利用者の予見可能性の確保のほか、登記事務の円滑な運営の観点からも重要である。本通達は、令和6年システム障害において顕在化した課題の解消のために、令和6年度法務局・地方法務局首席登記官会同における協議結果等を踏まえ、今後の登記情報システム等のシステム障害発生時における登記事務の円滑な運営を図ることを目的としており、これを実施するための具体的方策として対応方針が定められたものである。

なお、以下の内容について、その用語については、この依命通知で特別に定めるものを除いて、対応方針に定められた用語の例によることとする。

## 1 目的について

対応方針は、システム障害により不動産登記及び商業・法人登記の受付の処理をすることができない場合に講ずべき措置の内容等をあらかじめ定めることにより、①利用者である申請人又はその代理人の予見可能性の確保に資するとともに、②登記事務の円滑な運営を図ることを目的とすることとされた。

## 2 用語について

用語については、対応方針で特別に定めるものを除いて、「登記・供託オンライン申請システム運用管理要領」（以下「運用管理要領」という。）に定める用語の例によるものとすることとされた。

これは、運用管理要領において、登記・供託オンライン申請システム全般の運用ルールが定められていることから、対応方針で用いる用語については、特別に定めるものを除き、この運用管理要領に定められた用語の例

によることとされたものである。

## 第 2 対応方針の適用対象となるシステム障害（対応方針第 2 関係）

第 1 の 2 のとおり、対応方針は、運用管理要領を補充する性質を有するが、書面申請受付時間の延長等の特例措置は、利用者がオンライン申請から書面申請に切り替えるかどうかを検討する上で重要となるほか、超過勤務による対応が想定されるなど、登記所の職員の勤務時間にも影響する。したがって、書面申請受付時間の延長等の特例措置を講ずべき対象を可能な限り明確にしておく必要がある。

そこで、対応方針では、特例措置を講ずべきシステム障害を「法務省民事局が整備・運用するアプリケーション・機器等に起因して、登記情報システム又は登記・供託オンライン申請システムに障害が発生したことにより、登記情報システムにおけるオンライン申請の受付（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 16 号）第 56 条及び商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 21 条）の処理をすることができない事象とする」こととされた。

なお、一部の登記所で発生したシステム障害や、災害や外部における電気通信回線の障害等の他律的要因により発生したシステム障害については、この対応方針の対象ではなく、個別の事象に応じて対応を検討することとなる。

## 第 3 特例措置の実施（対応方針第 3 関係）

### 1 総説

システム障害が発生した場合には、①書面申請受付時間の延長及び②オンライン申請の受付年月日の修正の措置を講ずることができることとされた。

これらの措置は、令和 6 年システム障害において講じられたものであるが、これによりシステム障害発生後における利用者への影響を一定程度にとどめ、登記制度の円滑な運営に効果があったものである。

そこで、対応方針において、システム障害発生時における特例措置としてこれらの措置が定められたものである。

なお、特例措置は、表示に関する登記の申請、登記官の職権による登記を求める申出等も対象に含まれる。他方において、登記の申請等における対応を優先する必要性を考慮して、登記事項証明書の交付の請求、登記識

別情報に関する証明の請求等は対象には含まれていない。

## 2 書面申請受付時間の延長

- (1) システム障害が発生した場合には、オンライン申請から書面申請に切り替える申請人も少なからずいるものと想定され、そういった申請人又はその代理人のために書面申請受付時間を延長する必要性が高い一方で、書面申請に切り替えて登記所の窓口に向くべきかどうかを早期に判断することができるようにする必要がある。

そこで、システム障害が午後 3 時の時点で解消していない場合には、民事第二課長及び商事課長は、総務課登記情報センター室長から、システム障害の復旧の見込み等に関する助言を受けて、書面申請受付時間の延長の可否及びその延長時間について決定をすることとされた。

もっとも、書面申請受付時間の延長は、登記所職員の勤務時間に大きな影響を及ぼすものであるため、やむを得ない場合に限り認められるものと考えられ、必要最小限での運用が想定される。対応方針が必要性と相当性が認められることを延長の要件としているのは、このような趣旨である。

なお、書面申請受付時間の延長時間は、最長で午後 8 時までとすることとされた。

これに対し、午後 3 時以降にシステム障害が発生した場合には、書面申請受付時間の延長は原則として行わず、オンライン申請の受付時間の延長による対応を検討することとされた。少なくとも午後 3 時までは、オンライン申請が可能であったこと、申請人がオンライン申請から書面申請に切り替えるための準備には相当程度の時間を要することが見込まれ、書面申請受付時間を延長したとしても、延長後の窓口申請書類の提供が間に合わない可能性が大きくなること等から、現実的な対応策として、オンライン申請の受付時間の延長による対応を考慮することとされたものである。

- (2) 書面申請受付時間の延長に関する情報は、オンライン申請を書面申請に切り替える申請人にとって重要である。そこで、原則として、午後 4 時までに、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」欄、法務局ホームページ及び X（法務省民事局アカウント及び登記・供託オンライン申請システムアカウン

ト)に、①書面申請受付時間を延長すること又はしないこと、②書面申請受付時間を延長する場合における延長後の書面申請受付時間を周知することとされた。また、③書面申請受付時間の延長の決定を変更し、又は取り消す決定をした場合は、当該決定後速やかに、その旨及び変更後の書面申請受付時間を掲載することとされた。このほか、システム障害の状況を踏まえて、登記・供託オンライン申請システムの利用者の登録メールアドレスへ一斉にメールを送信する方法によることができる場合には、当該方法により周知することとされた。

### 3 オンライン申請の受付年月日の修正

- (1) 民事第二課長及び商事課長は、対象オンライン申請があると認めるときは、総務課登記情報センター室長の助言を受けて、個々のオンライン申請の受付年月日の修正措置の要否を確認すべきことを登記官に通知することとされた。

対象オンライン申請の有無は、各登記官はもとより、民事第二課長及び商事課長においても把握することができないことから、登記情報センター室長から対象オンライン申請に係る情報提供を受ける必要がある。

その上で、対象オンライン申請がある場合には、その情報が登記官に通知され、通知を受けた登記官は、一定の要件に該当する対象オンライン申請について、受付年月日の修正措置を講ずることとされた。

令和6年システム障害においては、オンライン申請が「到達・受付待ち」の状態となったものと「中止／却下」の状態となったものが存在し、それぞれに異なる対応を要したことから、対応方針では、それぞれの場合について、受付年月日の修正措置を講ずることとなるオンライン申請の要件と具体的な修正措置の内容が明らかにされている。

なお、登記情報センター室長から提供された対象オンライン申請に係る情報に含まれていないものについては、修正措置の対象とはならず、「到達・受付待ち」や「中止／却下」等の状態となったものが当該情報に含まれていない場合には、個別に対応を調整する必要がある。

おって、対象オンライン申請かどうかの判断に時間を要する場合には、申請人から、受付年月日の修正を希望しないので申請事件の処理を進めてほしいとの要請がされることも想定されるため、このような場合の対応も明らかにされている。

- (2) 対象オンライン申請が「到達・受付待ち」等の状態となり、提供日の翌日以降に登記情報システムにおいて受付の処理がされた場合には、その受付年月日を提供日に修正する措置を講ずることとされた。

このような場合には、申請人及びその代理人は、提供日にオンライン申請の受付の処理を希望していたと考えるのが自然であり、登記官が受付年月日の修正措置を講ずるに当たって、申請人又はその代理人に対してその措置を受ける意思があるかどうかを確認することを要しないと考えられる。また、「到達・受付待ち」等の状態となったオンライン申請は、システム障害の解消後、登記情報システムにおいて受付の処理がされることとなり、その処理がされた申請情報等を活用して修正措置を講ずることが可能であるため、申請人又はその代理人に対して、システム障害の解消後に改めて同一の内容の申請をさせる必要もないと考えられる。

- (3) このような考慮の下で、次のとおり修正措置の内容が定められたものである。

ア 対象オンライン申請が「中止／却下」等の状態となり、登記情報システムにおいて受付の処理がされなかった場合には、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものに限り、(ア)の改めてされたオンライン申請の受付年月日を提供日に修正する措置を講ずることとされた。

(ア) 申請人又はその代理人が、システム障害が解消した日の翌日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始（12月29日から1月3日までの日）である場合には、その翌日）までに、対象オンライン申請と同一の内容のオンライン申請を改めてしたとき

(イ) 上記(ア)の改めてされたオンライン申請の申請情報等の「その他事項欄」に受付年月日の修正を希望する旨が記録されているとき

イ オンライン申請が「中止／却下」等の状態となったものについては、「到達・受付待ち」等の状態となった場合（上記(2)）とは異なる考慮が必要となる。すなわち、「中止／却下」等の状態となったものについては、登記・供託オンライン申請システムにおいて、オンライン申請が却下されたのと同様の状態となっており、システム障害の解消後に登記情報システムによる受付の処理をすることはシステムの機能

上不可能である。また、システム障害の解消後にオンライン申請がされたとしても、申請人及びその代理人が修正措置を受ける意思があるかどうかは定かでないことから、その意思を確認する必要がある。このような考慮の下、「中止／却下」等の状態となったものであって、システム復旧後に改めてオンライン申請された場合（上記(ア)）については、申請人又はその代理人に対して、その申請情報等の「その他事項欄」に受付年月日の修正を希望する旨の記録をさせる（上記(イ)）こととされたものである。

- (4) 上記(2)及び(3)により受付年月日の修正措置を講ずる対象オンライン申請については、当該申請に係る電子申請管理用紙（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）第32条第3項及び商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）第43条第3項）の余白に、「システム障害により年月日受付として処理」と朱書きで補記した上で、登記記録の記入に際しては、修正後の受付年月日を記録することとされた。また、当該申請に係る受付帳（不動産登記規則第18条の2及び商業登記法第21条）に記入すべき受付年月日については、修正することを要しないこととされた。

これらの対応は、登記情報システムの機能的な制限がある中で、登記所職員の負担を最小限に抑えるため、登記記録に記録された受付年月日と申請情報に付された受付年月日とが異なることを後に検証することが可能となるような必要最低限の措置を講ずることとされたことによるものである。

- (5) オンライン申請の受付年月日の修正に関する情報は、利用者にとって重要である。そこで、上記(1)の登記官への通知と並行して、①対象オンライン申請があると認められること、②受付年月日の修正措置を講ずるための要件を周知することとされた。

#### 4 システム障害の発生中にオンライン申請と並行して同一の内容の登記の申請がされた場合の処理

- (1) システム障害によりオンライン申請の受付の処理がされなかったために、システム障害の発生中に、その申請と並行して同一の内容の登記の申請（オンライン申請である場合も書面申請である場合もあり得る。）

がされることが想定される。

そこで、登記官は、当初にされたオンライン申請の申請情報等が登記・供託オンライン申請システムに提供等されていることが確認された場合には、申請人又はその代理人に対し、同一の内容の複数の登記の申請のうち、どの申請に基づく登記の実行を求めるかについての意向を聴取し、その他の申請については取下げを促すなどの調整をすることとされた。

- (2) 代理人により上記(1)の申請がされた場合において、当該申請に係る代理権限を証する情報に取下げに関する委任事項が記載されているときは、申請の取下げを認めることとし、別途、取下げ意思の確認をするための代理権限を証する情報を提供等させることを要しない。

すなわち、この場合の登記の申請の取下げは、システム障害の発生によるものであることから、申請人の申請意思の撤回によるものではないことは明らかであり、また、複数された同一の内容の登記の申請のいずれか一つに基づいて登記されることとなることから、別途、代理権限を証する情報の提供等を求める必要性も乏しい。

したがって、この場合の登記の申請の取下げには、当該取下げに係る特別の委任は必要なく、そのための代理権限を証する情報の提供等は不要である。

- (3) 上記(1)の調整の結果、既に電子納付の方法により登録免許税の納付がされたオンライン申請を取り下げることとした場合には、登記官は、その納付額を還付することとされた。

オンライン申請における電子納付は、登記・供託オンライン申請システムにおいて、申請情報と紐付けて管理されているため、当初のオンライン申請で納付された登録免許税に関する情報は、改めて申請されたオンライン申請に紐付けることができないことから、その納付額を還付することが確認的に定められたものである。

なお、代理人が登録免許税の還付を請求する場合において、当該代理人が還付金を代理受領するときには、「登録免許税の還付金を登記の申請代理人が受領する場合の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 16 日付け法務省民二・民商第 1440 号当職依命通知）及び「登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について」（平成 26 年 5 月 9



日付け法務省民二第272号当職依命通知)に基づき、還付処理を進める必要があるので留意されたい。

- (4) オンライン申請と並行して書面申請がされている場合において、上記(1)の調整の結果、申請人又はその代理人がオンライン申請に基づく登記の実行を求めるとともに、書面申請については取下げをした上で、書面申請に係る登録免許税の納付のために用いた収入印紙をもってオンライン申請に係る登録免許税の納付を希望するときは、登記官は、これに応じて差し支えないとされた。また、この場合には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙が貼り付けられた申請書の余白に「システム障害により書面申請(受付第何号)の印紙をオンライン申請(受付第何号)の納付額とする」旨を補記した上、その末尾に登記官印を押印することとされた。

申請人又はその代理人が当初のオンライン申請から書面申請に切り替えた場合には、印紙納付の方法により登録免許税を納付する必要がある。そのため、申請人又はその代理人が、上記(1)の調整の結果、書面申請を取り下げて、オンライン申請を維持することとした場合には、書面申請に係る登録免許税の納付に用いた収入印紙を利用してオンライン申請に係る登録免許税の納付を希望することが想定されるため、申請人又はその代理人の負担軽減を図る観点から定められたものである。

なお、登録免許税に相当する額の収入印紙を申請書とは別の貼付用台紙に貼り付けている場合には、当該貼付用台紙にのみ、この措置をすることとしても差し支えない。

- 5 システム障害発生中に同一の不動産又は会社・法人について複数の異なる内容の申請がされた場合の処理

- (1) システム障害の発生中に、同一の不動産又は会社・法人について複数の異なる内容の申請がされた場合において、その内容が相互に矛盾するものでなく、登記情報システムにおける処理の機能面でも影響がないときは、登記官は、受付番号の順に従って処理を進めることとされた。

例えば、同一の不動産について、順位1番の抵当権の抹消と、順位2番の抵当権の抹消とが申請された場合には、その内容は、受付番号の順が変わっても相互に矛盾するものでないと考えられる。

また、登記情報システムにより行われる登記申請の処理は、受付番号

の小さい順に処理される仕様となっており、その順に登録することにより登記情報システムの情報部に影響を与えるようなものでない限りにおいて、受付番号の順に従って処理を進めることとなる。

- (2) システム障害の発生中に、同一の不動産又は会社・法人について複数の異なる内容の申請がされた場合において、その受付の先後関係が明確ではないときや、申請内容が相互に矛盾するときなどは、登記官は、法務局又は地方法務局の首席登記官を通じて民事第二課又は商事課と調整することとされた。

受付の先後関係が明確ではなく、申請内容が相互に矛盾するとき等は、不動産登記法第 25 条第 13 号及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 20 条第 6 号又は商業登記法第 24 条第 5 号により却下することとなるが、システム障害という特殊な状況で発生したものについては、個別に事情を確認して調整する必要があると考えられることから、このような場合には、制度所管課である民事第二課又は商事課と調整することが定められたものである。

なお、申請内容が相互に矛盾するときとは、例えば、同一の不動産について、甲を登記義務者とする滞納処分による差押えの登記が申請され、後日、甲から乙への所有権の移転の登記が申請されたような場合に、受付年月日の修正措置を講ずることにより、登記申請の前後が入れ替わるようなときは、申請内容が相互に矛盾することになる。

## 第 4 連絡体制等（対応方針第 4 関係）

### 1 連絡体制

システム障害が発生した場合には、総務課登記情報センター室長から法務局・地方法務局登記情報システム管理官への連絡と併せて、民事第二課長及び商事課長から法務局・地方法務局首席登記官へ速やかに連絡をすることとされた。この連絡の目安は、システム障害の発生後、おおむね 2 時間以内であり、その後は、おおむね 1 時間に 1 回程度の頻度で状況を共有することが想定される。

なお、状況に変化がない場合であっても、その状況の共有を行うものとするが想定される。

連絡に当たっては、情報が錯綜することがないように、可能な限り連絡経

路を一本化した上で、内容を明瞭にしてするものとされた。また、連絡先として、支局長及び出張所長（各登記所の長）を加えることができることとされた。

具体的には、ガバメントソリューションサービス（G S S）の Microsoft Teams を活用し連絡することとなるが、法務局・地方法務局首席登記官の判断によって、当該サービスに宛先追加することで、各登記所の長も加えることができる。

## 2 勤務時間以外の時間における連絡体制

システム障害が勤務時間内に発生した場合には、上記1の連絡を行うことで周知が可能と考えられるが、システム障害が勤務時間以外の時間に発生した場合には、G S S の Microsoft Teams を活用した連絡のみでは速やかな周知を行うことができないことから、別途法務局・地方法務局災害時緊急連絡サービスのグループ会議機能（以下「災害ポータル」という。）等を活用することとされた。

このほか、退庁後に至急の連絡をする必要が生じた場合にも、災害ポータルを活用するものとされた。

なお、このような連絡手段は、混乱が生ずることがないように十分に留意する必要があるものの、複数の手段を確保しておくことが望ましいと考えられるものであり、災害ポータルの活用のほか、電話連絡など状況に応じて他の方法により連絡することができるものとする。

## 第5 その他（対応方針第5関係）

### 1 資格者団体への連絡

書面申請受付時間の延長及びオンライン申請の受付年月日の修正に関する周知については、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」欄、法務局ホームページ及びX（法務省民事局アカウント及び登記・供託オンライン申請システムアカウント）に掲載する方法により行うこととされた。

なお、システム障害の状況を踏まえて、登記・供託オンライン申請システムの利用者の登録メールアドレスへ一斉送信する方法によることができる場合には、当該方法により周知することとされた（上記第3・2(2)）。

もっとも、登記・供託オンライン申請システムを最も利用している司法

書士及び土地家屋調査士に対しては、幅広くかつ迅速に周知する観点から、別途の連絡をとる必要がある。そのため、システム障害が発生した場合には、その後の状況を含めて司法書士及び土地家屋調査士の団体に連絡することとされた。具体的には、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会については、民事第二課長から連絡し、各司法書士会及び土地家屋調査士会については、民事第二課長からの指示に基づき、首席登記官（2人以上いる場合は、上席の首席登記官）から連絡するものとされた。

なお、連絡体制を含めて、対応方針で掲げられた主体は、飽くまでも組織上の官職を示したものであり、実際の運用に際しては、その指揮下にある職員が行うことを妨げるものではなく、各司法書士会及び土地家屋調査士会に対する連絡については、首席登記官に限らず、状況に応じ適宜担当官から連絡して差し支えないものとする。

おって、個々の司法書士又は土地家屋調査士からの問合せに関しては、ホームページの掲載内容により確認するよう依頼するとともに、その登録する司法書士会又は土地家屋調査士会からの連絡についても案内するものとする。

## 2 実施時期関係

この対応方針に基づく運用は、利用者に対する周知期間を考慮して、令和8年1月1日から実施することとされた。